

総 則

1. 指針の目的

砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）（以下、「本指針」という）は、土石流および土砂とともに流出する流木等による土砂災害を防止するために、「河川砂防技術基準 計画編」に示されている技術的事項の標準に基づき、土石流対策および流木対策の基本的な考え方と同計画における必要最小限準拠すべき事項を示すものである。本指針は、土石流・流木対策に係わる技術の水準の維持と適正な推進が図られることを目的とする。

2. 指針の内容

本指針は、砂防基本計画（土石流・流木対策）の内、砂防設備による対策計画に関する技術的事項についての標準を示したものである。本指針は、第1節において砂防基本計画（土石流・流木対策）の基本的な考え方を概説し、第2節では土石流・流木対策計画の基本的事項、第3節では土石流・流木処理計画、第4節では土石流・流木対策施設配置計画の基本的事項、第5節では除石計画について示している。また、砂防設備の設計に関する技術的事項は別に定める「土石流・流木対策設計技術指針」により示すものとする。本指針の内容は、技術水準の向上などに応じて随時改定を行うものとする。

3. 指針の適用

本指針は、土石流・流木対策に係わる砂防計画の立案に適用するものであるが、これにより不合理となる場合においては、適用しないことができる。また、所期の目的を十分に達成するより適切な手法が存在する場合はその採用を妨げるものではない。